

埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要編集要項（案）

令和 2 年 6 月 1 2 日
教育実践総合センター長裁定

1. 目的、発行

- (1) 埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要（以下「紀要」という。）は、教育実践に関する研究成果を広く公表するために、埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）が刊行する学術機関誌である。
- (2) 紀要は、年1回、年度末に発行する。
- (3) 紀要の編集は、センター専任教員からなるセンター紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）が行う。
- (4) 紀要は、埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター規程第4条に掲げる業務に関する論文等の発表に充てる。

2. 投稿資格・手続き、掲載の可否

- (1) 紀要に掲載される原稿は、実践的な学術研究の成果を内容とし、未発表のものに限る。
- (2) (1) については、日本語での投稿を原則とする。
- (3) 投稿資格は、教育学部専任教員、客員教授、センター研究員、附属学校園教員、非常勤講師とする。
- (4) (3) で定めた者以外が投稿する場合は、教育学部専任教員または附属学校園教員との共著を原則とする。
- (5) 同一著者が筆頭著者として投稿できるのは、1論文のみとする。
- (6) 紀要に原稿の掲載を希望する者は、投稿申し込み期限厳守で書面（別途指定）をもって当センターに表明する。期限を過ぎての希望は、いかなる理由があっても受け付けない。
- (7) 投稿申し込みの採択は、編集委員会において決定する。
- (8) 投稿申し込み可の通知を受けた者は、投稿原稿を提出期限までに提出する。期限までに提出されなかった場合は、いかなる理由があっても辞退とみなす。
- (9) 投稿原稿の掲載の可否、掲載順序等は、編集委員会において決定する。編集委員会が掲載不可と判断した場合は、原稿及び著作権を執筆者に返還する。
- (10) 編集委員会は、必要な場合、学部教員あるいは外部有識者に編集協力者として協力・助言等を依頼することができる。
- (11) 編集協力者の依頼の期間は当該号の編集期間とする。

3. 不正行為の防止

- (1) 他の学術誌等に既に掲載されたもの、または投稿中のものと類似した内容の原稿は受け付けない。また、本誌への掲載可否決定前に他の学術誌へ投稿することを禁止する（二重投稿の禁止）。
- (2) 投稿論文の研究あるいは執筆において重要な貢献をなしていない者を著者とすることはできない。また、不適切なオーサーシップの疑義があると編集委員会が認めた投稿論文は掲載しない。
- (3) 投稿者は、投稿申し込み時に誓約書（書式は別に定める）を提出する。誓約書のない申し込みは、受け付けない。
- (4) 原稿提出時に、研究倫理・著作権等に係るチェックリスト（書式は別に定める）を添えて提出する。投稿者は、全項目について自身で確認をする。投稿者は、チェック内容についての全ての責任を負う。チェックのない論文提出は受け付けない。
- (5) 編集委員会は、著作権、研究者倫理等にかかわって、執筆者に誓約書、チェックリスト、論文の形式・内容等について説明・確認等を求めることがある。これらにおいて何らかの問題があると認められる場合、論文を受理しないことがある。
- (6) 本紀要において、これまでに編集委員会による掲載不可の判断あるいは執筆者の掲載取り下げ等の申し出があった論文に関連した投稿については、上記(5)の対象とする。また、著作権に関連するチェック、修正等の対応が不十分であると編集委員会が判断した場合、これを受理しない。

4. 著作権等

- (1) 掲載論文に関する著作権は投稿者（著者）に帰属する。
- (2) 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載したり、オリジナルを掲載したりする場合、著作権に関わる問題や法令上の手続きは、投稿者があらかじめ処理するものとする。それらについて問題が生じた場合は、その責は投稿者が負うものとする。
- (3) 投稿者は、教育学部ならびに教育実践総合センターに対して、当該論文等の印刷、電子的記録媒体（CD-ROM、DVD-ROM 等）への変換・複製、学内外への配布を原則として許諾するものとする。
- (4) 投稿者は、教育学部ならびに教育実践総合センターが委託する機関等に対して、当該論文等の送信可能化・コンピュータネットワーク等での学内外への公開を原則として許諾するものとする。

5. 原稿の構成、分量、表題、提出方法等

- (1) 原稿は、表題、著者名、所属、概要 Abstract、キーワード（5語以内）、本文、注釈など、文献、の順にする。原稿の最後に欧文タイトル、欧文著者名、summary を加えてもよい。
- (2) 原稿（概要、図表、注等を含む。）の分量は、A4 版 8 ページ以内（原稿用紙換算 50 枚、20,000 字以内）とする。
- (3) 原稿の書式については、A4 版 2 段組 1 段 25 字×50 行、10 ポイント、余白上下 20mm、左右 18mm を基本とする。
- (4) 原稿は、紙に打ち出したもの（2部）と、USB メモリ、CD-R 等の媒体（媒体については 1 部）を提出する。提出媒体には、テキスト形式のファイル、使用ソフトウェアの保存形式によるファイル、および PDF 形式のファイルの 3 種類のファイルをおさめ、かつ使用ソフトウェアを明示する。
- (5) 原稿の 1 ページ目には 14 行分の余白をとり、そこに邦文による表題・氏名・所属および欧文による表題・氏名を記入する。
- (6) 引用文献の表記等については、埼玉大学紀要（教育学部）に準ずる。

6. その他

- (1) 校正は二度とし、誤植の修正にとどめる。原則として、加筆修正や追加は認めない。
- (2) 別刷の経費は、投稿者負担とする。
- (3) その他編集にかかわる必要な事項は、編集委員会で決定する。

附 則

この要項は、平成 24 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 30 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年 9 月 6 日から施行する。

《 参 考 》

国立大学法人埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター規程

～略～

第 4 条 センターは、前条に定める各部門相互の連携により、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育実践にかかわる研究と教育
- (2) 学校教育・社会教育・家庭教育等にかかわる支援、相談および研究と教育
- (3) 教員養成に関する研究と教育
- (4) 教育実践・教員養成・教育相談に関する資料の収集および研究成果の発表
- (5) 教員養成及び教職の専門性高度化に関する支援
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な業務

～略～